

農林水産部県営工事成績評定実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、農林水産部所管県営工事の土木請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、工事の完成検査又は一部完成検査にあつては、原則として1件の最終請負金額が400万円以上の請負工事について行うものとする。工事の中間検査にあつては、原則として当初請負金額が3億5千万円以上の請負工事について評定を行うものとする。ただし、総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、並びに災害に伴う緊急工事及び応急工事については、評定の対象外とする。また、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で契約担当者が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、「兵庫県工事検査規程」（昭和53年4月1日訓令第7号）第6条及び「農林水産土木工事検査取扱要領」（昭和59年5月31日付け農第174号）第2条に定める検査員、並びに「農林水産土木工事監督要領」（昭和63年8月2日付け農第408号）第2条に定める総括監督員及び主任監督員とする。

（評定の方法）

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、工事の完成検査、中間検査、一部完成検査のとき、それぞれ行うものとする。なお、完成検査の評定にあたっては、中間検査及び一部完成検査で行った評定を勘案した総合評定で行うものとする。
- 4 評定は、別記様式第1「土木工事成績採点表」（以下「採点表」という。）により行うものとする。
- 5 細目別評定点は、別記様式第2「細目別評定点採点表」により算出するものとする。
- 6 評定結果は、別記様式第3「土木工事成績評定表」に記録するものとする。

（評定結果の提出等）

第5条 評定者は、評定を行ったときは、採点表を契約担当者に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第6条 契約担当者は、前条により評定者から採点表の提出があつたときは、一部完成検査及び中間検査の採点表を除き、当該工事の受注者に対して、別途定める「農林水産部県営工事成績評定の通知及び公表要領」（平成22年6月18日付け農第1111号。以下「通知公表要領」という。）により、評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 評定者は、第5条により採点表を契約担当者に提出した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、これを修正しなければならない。

2 評定者は、前項により評定の修正を行ったときは、修正した採点表を契約担当者に提出するものとする。

3 契約担当者は、前項により評定者から修正した採点表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、通知公表要領に定めるところにより、修正結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は前条第3項の通知を受けた者は、通知の日から起算して21日（「休日」を含む。）以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、通知公表要領に定めるところにより、回答するものとする。

(評定結果等の公表)

第9条 契約担当者は、第6条又は第7条第3項の通知をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、評定結果又は修正結果を公表するものとする。

2 契約担当者は、前条第2項の回答をしたときは、通知公表要領に定めるところにより、通知を受けた者が評定の内容について説明を求めた書面及び契約担当者が回答した書面を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から適用する。

ただし、建築工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から適用する。